

今回も、本会に寄せられた議会運営に関する最近の照会について説明し、これらに関する見解を述べます。

なお、文中意見にわたる部分は筆者の個人的見解であることをあらかじめお断りしておきます。

Q1 予算(案)を分割付託している委員会における修正案の提出について

本市議会は、予算(案)を各常任委員会に分割して付託している。

分割付託は問題があることは承知しているが、従来このような運営を行っていることに基づく本会議や委員会の運営に支障が生じていないことから現在に至っている。

このような状況の中で、今定例会に提出された予算(案)の一部に反対の会派から該当部分の修正の意向が事務局に示された。修正(案)の内容は、前年度から減額された事業費を前年度と同額に戻し(増額修正)、その財源として他の事業費を減額する内容となっている。具体的には、増額修正する予算は社会文教常任委員会に付託されている一方、減額修正する予算は、産業経済常任委員会に付託されている。

連載⑦2

議会運営

Q&A

全国市議会議長会
政務第一部長
本橋 謙治

事務局としては、分割されているため、委員会レベルでの修正(案)の提出は控えてもらい、本会議での修正(案)の提出を助言するつもりである。この場合、増額修正、減額修正の対象となる予算(案)を付託されている委員会において、当該会の所属の委員(議員)から、本会議での修正の意向がある旨の発言を行うことを想定している。このような運営に問題はないか。

A1 結論からいうと、Q1のとおり運営で問題はないと考えます。

修正(案)は、その修正により予算が執行できる状態にする必要があります。つまり、歳入と歳出が合致することが求められます。分割付託している場合、付託された委員会の

所管の範囲で歳入と歳出が合致する修正(案)の提出が必要です。Q1のように、他の委員会に付託している部分を併せて修正することで歳入と歳出が合致するような修正(案)の提出は不可能と考えるのが適当です。関係する委員会が連携してそれぞれが所管する部分の修正(案)を出すことが可能という見解もありますが、①必ずしも関係する委員会が連携して提出する保証がないこと、②仮に提出可能としても一方の委員会では可決しても、もう一方の委員会では否決された場合、歳入と歳出の合致が実現しないことから、委員会レベルでの修正(案)の提出は行うべきではないと考えます。

以上のことを踏まえた運営ですが、Q1のとおり、修正(案)の提出を検討している委員(議員)が本会議での修正(案)の提出につ

いて発言します。当該発言の時期ですが、原案の採決後、採決前のいずれも可能ですが、採決後に発言するならば、原案については反対の意思を表明することが適当です。原案に賛成しておきながら、修正（案）を提出するという一貫性のない行動と見なされる可能性があるからです。

Q1では、修正（案）の提出に関する発言についてののみ言及していますが、当該発言の前に予算（案）の組替動議を提出し、これの議決結果を踏まえて当該発言を行うか否かを判断することも可能です。組替動議が可決した場合、執行機関は、当該予算（案）について何らかの対応を行う旨の発言を行うことが予想されます。その発言内容を聞いたうえで修正（案）の提出に関する発言を行うか否かを判断することが可能です。例えば、組替動議が可決した場合、執行機関が予算（案）の訂正や補正予算で対応する旨の発言を行えば本会議で修正（案）を提出する必要性はなくなりますので、発言をしないことが考えられます。逆に組替動議が否決又は当該動議が可決しても執行機関から前向きな発言が得られない場合は、修正（案）の提出の意向を表明することになると考えます。なお、予算の組替動議については、修正（案）のような歳入と歳出が合致しているという制約はなく、単に

減額の内容のみを提示することで成立します。

Q2 請願の委員会における採決と委員長 の裁決権について

今定例会に提出された請願を審査している委員会において、当該請願の趣旨採択を求める意見、採択を求める意見と不採択を求める意見があり、特に採択と不採択の委員（議員）の数が拮抗している状況である。

委員会における採決では、最初に趣旨採択を諮ることになっている。しかし、趣旨採択に賛成の委員の数が少ないため、趣旨採択は否決される見込みである。趣旨採択の裁決の後に採択について諮るが、採択と不採択に賛成の委員（議員）が拮抗しているため、委員長（議員）の裁決権の行使により決することが予想される。

以上の状況から、委員長は請願を趣旨採択にしたいと考えているが、このような運営が可能か。

A2 結論から申し上げますと、Q2のような運営はできないと考えます。

委員長（本会議の場合は議長）の裁決権と

は、表決に付している事件の賛否が同数（可否同数）の場合に委員長が可否を決定する権限です。Q2における表決に付している事件の賛否とは、請願を採択するか否かということであり、趣旨採択に賛成か反対かを諮っているものではありません。つまり、裁決に付していない趣旨採択を裁決権行使で用いることはできません。このような運営を認めるならば、修正（案）を諮って否決された後、原案について諮ったところ可否同数であったため、裁決権を行使して修正可決を宣告することが可能ということになってしまいます。

以上のことから、委員長が裁決権の行使で宣告できる議決結果は、採択か不採択のいずれかになります。なお、裁決権の行使については、「現状維持」という考えがあり、この考えに基づくと否決とすることになりますが、この考えは法的なものではなく、あくまで裁決権行使における参考意見であり、この考えを採用するか否かは、裁決権を行使する者の判断となります。したがって、仮に可決という判断をしても、法的な問題はありません。

参考 地方自治法

第116条 この法律に特別の定がある場合を除く外、普通地方公共団体の議会の議事は、出席議員の過半数でこれを決し、

可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の場合においては、議長は、議員として議決に加わる権利を有しない。

参考 行政実例（昭和32年10月5日）

問 可とするもの14、否とするもの14となった。地方自治法第116条第1項後段の規定により裁決により同議案を可決した。この場合、議長の裁決権行使は正しいものであり議決は有効であると解すべきか。

答 お見込みのとおり。

Q3 委員会における表決順序について

今定例会に提出された請願を所管の委員会に付託している。

当該請願の内容は、国の政策に関することであり本市の行財政運営等との関連性が皆無のため、採択に賛成の委員（議員）は一人もない状況であることから、多くの委員から不採択を諮るべきではないかという意見が出されている。

多くの委員の意見のような運営を行うことは適当か。

A3 結論からいうと、適当ではありません。仮にQ3のような状況でも採択を諮るべきと考えます。

議会運営の原則に「可を諮る原則」、「賛成者先諮の原則」というものがあります。これは、議員（委員）に対し案件について賛成の者の表決態度を求める方法です。

また、採決は「現状を変更することに賛成か」という諮り方をします。つまり、Q3の場合は「当該請願を採択することに賛成か」を諮ることになります。

以上のことから、仮に採択に賛成する議員がいなくても、採択することに賛成の者の起立（挙手）を求める運営を行うべきと考えます。その結果、起立（挙手）少数により不採択となります。

参考 標準市議会会議規則

第131条 委員長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 略

Q4 副議長の選挙を付議事件とする臨時

会の招集請求について

本市では、申合せにより副議長が1年で交代することになっている。今年も申合せに基づき5月に副議長の交代を伴う臨時会を予定している。

例年、臨時会には執行機関から補正予算（案）の提出など、何らかの議案が提出されているため、長の臨時会の招集に合わせて閉会中の副議長の辞職の手続を行い、副議長の選挙を付議事件として招集し、副議長の選挙を実施している。

今年も例年通りの運営を予定していたが、今年は執行機関からの議案提案の予定がないことから、執行機関からは臨時会の招集請求を行ってほしい旨の申出が議会に対して内々に行われた。

このようなことから、副議長の辞職の手続と臨時会の招集請求の手続の順序をどのようにすればよいのか。

A4 まず、副議長の選挙を付議事件として臨時会の招集請求を行うことは可能と考えます。臨時会の招集請求の要件は、①議会に提案権のある事件、②法的根拠を有する事件、③具体的な事件の三つの要件が必要とされています。副議長選挙は、これらの要件を満たすものと解することができることから、臨時会

の招集請求の対象となります。

では、具体的な手続についてですが、まずは副議長の辞職の手続を行います。閉会中の副議長の辞職は、議長の許可で行うことが可能です。よって、副議長から議長に副議長の辞職願を提出してもらいます。辞職願の内容が先の日付の辞職願である場合、例えば3月20日に提出し、31日をもって辞職する旨の内容であるならば、臨時会の招集請求は、辞職の効力が生じる4月1日以降に行うべきと考えます。これは、名実ともに副議長が欠けた状態、つまり副議長選挙の事由が生じたことが確定したという事実をもって臨時会の招集請求を行うことにより、市長が選挙事由が生じていないことを理由に臨時会の招集請求に応じないという事態を回避することが可能となります。

なお、臨時会の招集請求は、①議長による請求、②議員定数の4分の1からの請求がありますが、本件は議会の申合せに基づくものであることから、議長による招集請求で対応することが適当と考えます。また、副議長の辞職を許可するための臨時会の招集請求についてですが、閉会中の副議長の辞職は、議長の許可で可能であることから不可能と考えます。

参考 地方自治法

第101条 1 略

2 議長は、議会運営委員会の議決を経て、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる。

3 議員の定数の4分の1以上の者は、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる。

4～8 略

Q5

改正内容が異なる同一条例の一部改正案の複数提出について

本市では、幼稚園と中学校の統合再編が進められており、これを踏まえた条例の一部改正（案）が今定例会に提出される予定である。

事前に執行機関から議会事務局に相談された際、執行機関から、幼稚園の統合については議員や対象となる幼稚園関係者からの反対はないが、中学校の統合については、一部の議員や対象となる中学校関係者からの反対があり、審議における混乱等が生じる可能性があること、幼稚園と中学校を所管

する常任委員会が異なることから幼稚園に関する規定と中学校に関する条例の規定の一部改正（案）を個別に出したいという提案を受けた。

このような条例の一部改正（案）の提出は可能なのか。また、一つの一部改正（案）で提出された場合、どのような運営が想定されるか。

A5

結論からいうと、執行機関の提案のような条例の一部改正（案）の提出は可能と考えます。相談を受けた議会事務局が懸念しているのは、一事不再議の問題ではないかと推測されますが、Q5に記載のとおり、改正対象の条文が異なることから、一事ではないと解します。ただ、議員から一つの条例（案）として提出すべきという意見等が出される可能性は否定できません。このような意見が出た場合、議会事務局や提出者である執行機関は、議員の理解を得られるような説明を行う必要があります。

なお、執行機関が懸念しているように、幼稚園の統合再編については認められる一方で中学校の統合再編については認められない場合、中学校の統合再編の条例（案）は否決になると考えます。また、個別の条例ではなく一つの条例（案）で提出された場合、幼稚園

と中学校の所管委員会が異なるため、いずれかの委員会に付託しもう一方の委員会と連合審査会を開催せざるを得ないと考えます。連合審査会による方法が様々な理由で困難ならば、これら二つの委員会の委員を構成員とする特別委員会を設置のうえ付託することが考えられます。

先に述べたように、中学校の再編統合に対する議員の理解を得ることができなかった場合、委員会において中学校の統合再編に関する規定の削除を内容とする修正（案）の提出が見込まれます。

Q6

人事案件に関する議会の同意の議決時期について

5月末で任期満了となる教育長が、一身上の都合により3月末で退職の意向を示している。このため、当初から後任として予定していた者を残任期間と併せて教育長にすることとした。

執行機関としては、6月以降も引き続き教育長の職を考えていることから、4月からの残任期間と6月からの任期の教育長の選任同意の議案を今定例会に同時に提出したいと考えている。

このような提出について、議会はど

のような対応を行うのが適当か。

A6

結論からいうと、執行機関が考えているような提出の方法は、議会側からの視点で見れば適当ではないと考えます。

教育長の人事は、教育行政の責任者を決める重要な事件と考えます。Q6のような提出方法では、残任期間だけではなく新しい任期（3年）の同意も併せて行うことになるため、長期間の同意になるおそれがあります。後任の教育長が議会の期待に十分に応えてくれる人物ならば問題ありませんが、もし議会の期待に応えることができない人物であった場合、3年以上も教育長が代わらないという状況になります。

以上のことから、まずは残任期間のみの同意の議案を提出してもらい、議会が残任期間のみの同意を行い、残任期間中の当該教育長の評価を議会、議員が行い、それを踏まえて新しい任期の同意の議案を提出してもらうように執行機関に求めることが適当と考えます。

仮に、執行機関がQ6のように残任期間の同意と新しい任期の同意の議案を同時に提出してきた場合、残任期間については同意し、新しい任期の同意については所管する常任委員会に付託して継続審査とする方法が考えられます。

Q7

会議途中の議場の変更について

定例会の本会議の最中に、市役所の停電により議場の照明等のシステムがダウンしてしまい、本会議を続けることが極めて困難な状況になった。

会議を延会にして別の日に本会議を開くことも考えたが、システム復旧の目途が立たないため、後日の開催にも問題があると考えているため、延会にしないで急遽本会議の場所を変更して、今日の会議を続行したいと考えている。

このような運営は可能なのか。

A7

結論からいうと、可能と考えます。過去の裁判例でも別の場所で開いた委員会の終了後に同じ場所で本会議を開いた場合の議決の効力を有効と判断しています（大阪地裁昭和33年4月24日判決）。

しかし、議会の招集の告示の際に議会の招集場所を具体的に示していることから、議場を変更した場合、新しい議場の場所について改めて告示を行うことが適当と考えます。このような運営をしておかないと、本会議の場所が変更されたことを知らない住民が、議事の公開の原則に反するとともに傍聴の機会を奪われたと批判をする可能性があります。

参考 地方自治法

第101条 1～6 略

7 招集は、開会の日前、都道府県及び市にあつては7日、町村にあつては3日までにこれを告示しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

8 略

第115条 普通地方公共団体の議会の会議は、これを公開する。但し、議長又は議員3人以上の発議により、出席議員の3分の2以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。

2 前項但書の議長又は議員の発議は、討論を行わないでその可否を決しなければならない。

参考文献

議会運営の実際（自治日報社）
逐条地方自治法（学陽書房）
議会運営実務提要（ぎょうせい）
地方自治関係実判例集（ぎょうせい）
地方自治法質疑応答集（第一法規）
地方自治小六法（学陽書房）
注釈地方自治法（第一法規）

